

第71098号

移動式クレーン検査証

製造検査又は使用検査申請者及び住所	(株) 加藤製作所 茨城県筑波郡五霞町元来橋5296		
設置地	長崎県長崎市西泊町2番38号		
事業の名称	タカラ長運株式会社		
種類及び型式	ダンプが積荷するボイールクレーン (KRM-35H)		
つり上げ荷重	36.0		
製造検査又は使用検査の登録番号	茨ケ1098		
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
平成19年11月13日から 平成21年1月2日まで		25年1月3日から 27年1月2日まで	
平成21年1月3日から 21年2月2日まで		27年1月3日から 29年1月2日まで	
21年12月3日から 23年1月2日まで		29年1月3日から 30年1月2日まで	
23年1月3日から 25年1月2日まで		令和元年1月3日から 令和3年1月2日まで	
平成19年11月13日		平成20年1月3日	

茨城労働局長崎検査事務所

日付	記事欄	検査印
平成19年11月13日	製造検査施行・クレーン等安全規則第59条の規定に基づき検査証を交付する。	
19年12月3日	クレーン等安全規則第60条第2項により有効期間を延長する。長崎労働基準監督署	
21年1月25日	性能検査実施(社)日本クレーン協会長崎検査事務所 異常を認めない	
23年1月21日	性能検査実施(社)日本クレーン協会長崎検査事務所 異常を認めない	
24年4月11日	クレーン等安全規則第59条第3項による 検査証書替申請書受理 長崎労働基準監督署	
25年1月26日	性能検査実施(社)日本クレーン協会長崎検査事務所 異常を認めない	
27年1月30日	性能検査実施(社)日本クレーン協会長崎検査事務所 異常を認めない	
29年1月30日	性能検査実施(社)日本クレーン協会長崎検査事務所 異常を認めない	
令和元年1月3日	性能検査実施(社)日本クレーン協会長崎検査事務所 異常を認めない	
年月日		

休止届

移動式クレーン性能検査結果通知書

令和元年12月2日

設置者


クレーン
株式会社

長崎運送 株式会社

殿

一般社団法人 日本クレーン協会
長崎検査事務所 (TEL 095-824-7369)

検査員 松尾 和彦



貴事業場に設置されている移動式クレーンの性能検査を実施したところ、検査結果は下記のとおりであります。

所轄署	検査証番号	種類及び型式		つり上げ荷重
長崎	茨城局 第 71098 号	ジブが伸縮するホイールクレーン		35.000t

検査実施日 令和元年12月2日 判定  不合格 保留

有効期間 令和元年12月3日から令和3年12月2日まで

設置報告	<input checked="" type="radio"/>	変更届	一 検査証	<input checked="" type="radio"/>	点検表等	<input checked="" type="radio"/>
上部旋回体	<input checked="" type="radio"/>	下部走行体	<input checked="" type="radio"/>	アウトリガ-	<input checked="" type="radio"/>	アタッチメント
安全装置等	<input checked="" type="radio"/>	過負荷防止装置	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
無負荷試験	<input checked="" type="radio"/>	荷重試験	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	

《補修等が必要な事項》

異常を認めない

(注)「保留」は検査継続中ですから、その間は使用することができません。

性 能 検 査 (再 度)	是 正 確 認 検 査	補 修 等 報 告	休 止 報 告
措 置 (月 日 予 定) (月 日 予 定) (月 日 予 定) (月 日 予 定)			

《改善が望ましい事項》

受領者 職・氏名 (株)西都川河本利子明

3年間保証
年々
TANAKA 移動式クレーン
宇都宮自走式本体試験車(例)
新規

备课表(第2周)

四-四-號 086498

TADANO 移動式クレーン
定期点検記録表(クレーン部)

JTB-2-0 (2 ページ)

3年間保存

月別
(月別)

定期点検記録表(クレーン部)

部 品	検査箇所	検　查　内　容	検査方法	機械保 良 否	修理保 良 否	修理内容	部　品	検査箇所	検　查　内　容	検査方法	機械保 良 否	修理保 良 否	修理内容
59	主制御(タコ) ノット合計	作動、変形、磨耗、色剥、損傷	目視	✓	✓	78	クレンチヤン	取付、機械ナット・锁定、電動支点遮蔽板、側板、前部、前部、側板、側面、ドア等開閉	目視、操作	✓	79	リバースイッチ	取付、作動、損傷、絶縁
60	補　充　用	作動、変形、磨耗、色剥、損傷、絶縁	目視	✓	✓	80	レバースイッチ	取付、作動、損傷、絶縁	目視、操作	✓	79	リバースイッチ	取付、作動、損傷、絶縁
61	その他タック	作動、変形、磨耗、色剥、損傷、絶縁	目視	✓	✓	81	レバースイッチ	取付、作動、損傷、絶縁	目視、操作	✓	80	リバースイッチ	取付、作動、損傷、絶縁
62						82	計器類	取付、作動、指標、操作	目視、操作	✓	81	センサー	取付、機械、油温、コネクター端子、センサー端子
63	AMM(主昇降装置) 頭部、脚部、横軸、油温	目視、操作	スケール	✓	✓	83	灯火装置	取付、作動、レンズ破損、漏水	目視、操作	✓	82	音響装置	取付、作動、指標、操作
64	アーム油路 取付、角度、損傷、油泄漏	目視、操作	✓	✓	84	喇叭等	取付、汚れ、色の劣化	目視	✓	83	警笛	取付、作動、レンズ破損、漏水	
65	アーム操作部 取付、角度、ケーブル巻取状態、損傷	目視	操作	✓	85	配管・ホース	取付、漏出、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	84	喇叭等	取付、汚れ、色の劣化	
66	シガーケーブル 取付、角度、損傷、油泄漏	目視、操作	✓	✓	86	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	85	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	
67	テラモモ装置 刃片、角度、ケーブル巻取状態、損傷	目視	操作	✓	87	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	86	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	
68	チカル油壓 指標、精度	目視	操作	✓	88	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	87	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	
69	油　出　器	取付、角度、損傷	目視、操作	✓	✓	89	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	88	配管	取付、作動、油温、油温、漏水
70	錐歯止装置 オモリ、つりロープ、スイッチの取付	目視、操作	✓	✓	90	機械保 良 否	動作(表示灯の点灯及び強度)異常	目視、操作	✓	89	配管	取付、作動(表示灯の点灯及び強度)異常	
71	外部表示灯 取付、操作	目視	操作	✓	✓	91	機械保 良 否	動作(表示灯の点灯及び強度)異常	目視、操作	✓	90	配管	取付、作動(表示灯の点灯及び強度)異常
72	油圧制装置 取付、角度、変形、損傷、磨耗	目視、操作	✓	✓	92	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	91	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動	
73	捨錆装置 取付、角度、変形、損傷、磨耗	目視、操作	✓	✓	93	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	92	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動	
74	正装ホース 取付、油温、油温、油温	目視、操作	✓	✓	94	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	93	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動	
75	角　度　計 取付、角度、損傷、変形	目視	操作	✓	✓	95	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	94	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動
76	セラミック装置 取付、作動、損傷	目視、操作	✓	✓	96	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	95	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動	
77						97	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	96	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動

事業者への要請事項

補修箇所及び不具合状況 補修年月日 補修実施内容

折衝試験

主巻 重金荷重 8.0t

作業半径 9.7m

副巻 重金荷重 2.0t

作業半径 2.0.5m

1.検査結果、異常の無いものは「普通」の欄に「」印を記入する。
2.異常のあるものは、「異常」の欄に「」印を記入する。
3.機械保証期間が切れた場合は「修理を依頼する」欄に「」印を記入する。
4.機械保証、補修を直前に済み、機械内部の保証期間に組み込まれた場合は、機械内部に組み込まれた「下部走行部」
5.定期保証(定期検査)の適用を受けない機械は「修理を依頼する」欄に「」印を記入する。
6.契約の場合は、定期保証品台帳に記載されているものについて、該当部分に総合目録を備して差し込み。

※道路運送車両法の添削式クレーン(未登録車両)は、「移動式クレーン定期点検記録表(車両部)」を使用し、検査結果を記載して下さい。

全国タダノ会

部 品	検査箇所	検　查　内　容	検査方法	機械保 良 否	修理保 良 否	修理内容	部　品	検査箇所	検　查　内　容	検査方法	機械保 良 否	修理保 良 否	修理内容
78	主制御(タコ) ノット合計	作動、変形、磨耗、色剥、損傷	目視	✓	✓	78	クレンチヤン	取付、機械ナット・锁定、電動支点遮蔽板、側板、側面、ドア等開閉	目視、操作	✓	79	リバースイッチ	取付、作動、絶縁
79	補　充　用	作動、変形、磨耗、色剥、損傷、絶縁	目視	✓	✓	80	レバースイッチ	取付、作動、絶縁	目視、操作	✓	79	リバースイッチ	取付、作動、絶縁
80	その他タック	作動、変形、磨耗、色剥、損傷、絶縁	目視	✓	✓	81	レバースイッチ	取付、作動、絶縁	目視、操作	✓	80	レバースイッチ	取付、作動、絶縁
81						82	計器類	取付、作動、指標、操作	目視、操作	✓	81	センサー	取付、機械、油温、コネクター端子、センサー端子
82						83	灯火装置	取付、作動、レンズ破損、漏水	目視、操作	✓	82	音響装置	取付、作動、指標、操作
83	AMM(主昇降装置) 頭部、脚部、横軸、油温	目視、操作	スケール	✓	✓	84	喇叭等	取付、汚れ、色の劣化	目視	✓	83	警笛	取付、作動、レンズ破損、漏水
84	油　出　器	取付、角度、損傷	目視、操作	✓	✓	85	配管・ホース	取付、漏出、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	84	喇叭等	取付、汚れ、色の劣化
85	油　出　器	取付、角度、損傷	目視、操作	✓	✓	86	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	85	配管	取付、作動、油温、油温、漏水
86	油　出　器	取付、角度、損傷	目視、操作	✓	✓	87	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	86	配管	取付、作動、油温、油温、漏水
87	油　出　器	取付、角度、損傷	目視、操作	✓	✓	88	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	87	配管	取付、作動、油温、油温、漏水
88	油　出　器	取付、角度、損傷	目視、操作	✓	✓	89	配管	取付、作動、油温、油温、漏水	目視、操作	✓	88	配管	取付、作動、油温、油温、漏水
89						90	機械保 良 否	動作(表示灯の点灯及び強度)異常	目視、操作	✓	89	配管	取付、作動(表示灯の点灯及び強度)異常
90						91	機械保 良 否	動作(表示灯の点灯及び強度)異常	目視、操作	✓	90	配管	取付、作動(表示灯の点灯及び強度)異常
91						92	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	91	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動
92						93	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	92	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動
93						94	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	93	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動
94						95	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	94	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動
95						96	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	95	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動
96						97	機械保 良 否	動作(速度等)、異音、異常振動	目視、操作	✓	96	配管	取付、作動(速度等)、異音、異常振動

1.検査結果、異常の無いものは「普通」の欄に「」印を記入する。
2.異常のあるものは、「異常」の欄に「」印を記入する。
3.機械保証期間が切れた場合は「修理を依頼する」欄に「」印を記入する。
4.機械保証、補修を直前に済み、機械内部の保証期間に組み込まれた場合は、機械内部に組み込まれた「下部走行部」
5.定期保証(定期検査)の適用を受けない機械は「修理を依頼する」欄に「」印を記入する。
6.契約の場合は、定期保証品台帳に記載されているものについて、該当部分に総合目録を備して差し込み。

全国タダノ会

■ TADARO 移動式クレーン
定期自走検査記録表(車両部)

記録表(向成日) 二年11月30日
行方不明登録番号 0864558

証明書
番号

第 8A89B8609 号

令和 1年 11月 18日

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者*または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)
 ※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

損傷の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)	
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まずは人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届けてください。
 自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から画面により提供されます。

- 支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- お支払した金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

ご注意
◎この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	長崎 930 さ 350 KRC003-1038	自動車の種別	特殊
保険期間	自 令和 1年 12月 25日 至 令和 3年 12月 25日	使用の本拠の所在地	長崎県
保 住 險 所 契 及 約 び 者 氏 の 名	長崎県長崎市西泊町 22-38 長崎運送株式会社	保険料	¥10,690
異動事項		指定金融機関名	保険料収納済印
管轄店名及び所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 営業時間 平日9~17時 カスタマーセンター 0120-530-580 電話受付 9~20時 (土日祝18時迄)	扱者印	4433 長崎バス商事株式会社 2888



自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>